

智香寺学園「物品購入等契約に係る取引停止に関する内規」

平成26年4月1日制定

1. 「取引停止の措置要件」

区 分	措置要件
(1)過失による粗雑な契約履行	本学が発注した「物品購入等契約」に関し、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき
(2)契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学が発注した「物品購入等契約」に関し、契約に違反する等、契約の相手方として不適当であると認められるとき
(3)談 合	・本学が発注した、「物品購入等契約」において競争入札等妨害又は談合が発覚したとき
(4)不正行為又は不誠実な行為	・本学が発注した「物品購入等契約」に関し、不正又は不誠実な行為をし、相手方として不適切であると認められるとき
(5)贈 賄	・本学の役員、教職員に対し贈賄が発覚したとき ・他の私立大学を含む公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき
(6)その他	・他の私立大学を含む公的機関において取引停止の措置が行われたことが判明したとき ・前号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の「物品購入等契約」の相手方として不適当であると認められるとき

2. 取引停止の措置基準

常務理事会は、取引停止の措置要件を検討のうえ、取引停止期間（1ヶ月～24ヶ月、無期限）を決定する。